



## 《会計・税務の知識》金融証券に係る税制改正

昨年末、政府税制調査会より平成22年度税制改正大綱が発表されました。大綱では、住宅取得にかかる贈与税非課税枠の拡大や消費税の事業者免税点制度の見直しなどが盛り込まれています。本レポートは、金融証券税制のうち、新たに創設された少額非課税制度、そして、証券税制の中でも比較的馴染みの深い自己株TOBのみなし配当課税停止の特例及びみなし取得費の特例を取り上げます。

### 1. 少額非課税制度の創設

上場株式やETFなどへの投資から生まれる配当や譲渡益を条件付で非課税とする、少額の上場株式等の投資のための非課税制度が創設されます。

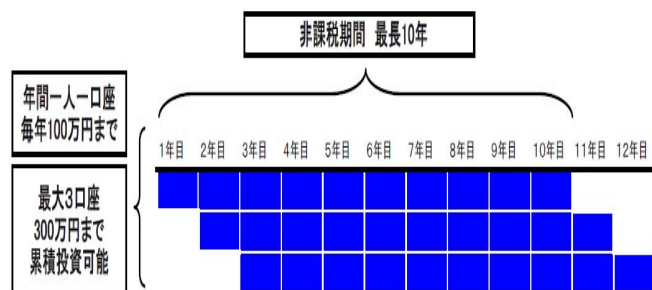
新制度の対象となるのは平成24年～平成26年の3年間に投資した分で、年間100万円（3年間で最大300万円）以下の投資から生まれる配当や譲渡損益が最長10年間にわたって非課税となります。

非課税措置を受けるには証券会社などに専用の非課税口座を開設する必要があり、20歳以上の個人1人につき年1口座しか開けません。

非課税口座の上場株式等を売却することはできませんが、売却部分の枠は再利用不可とされています。

イギリスが1999年に導入した個人貯蓄口座（ISA）を参考にしているため、「日本版ISA」とも呼ばれます。

現在、上場株式等の配当と譲渡益にかかる税率は、平成23年12月31日まで軽減税率10%（所得税7%・住民税3%）となっており、この軽減税率の終了後は本則税率20%（所得税15%・住民税5%）に戻る予定で、新制度はこれに合わせて導入されます。



### 2. 自己株TOBのみなし配当課税停止の特例の廃止

自己株式の取得に応じた株主は、原則として、交付を受ける金銭の額のうち資本金等の額を超える部分の金額については、みなし配当課税が行われます。

ただし、上場会社等の自己株式の公開買付けに応じた個人株主についてはみなし配当課税は行われず、株式の譲渡による所得として課税するという特例があります。

この特例は、公開買付けの金額が取得価額よりも小さい場合には、譲渡損が生じているにもかかわらずみなし配当部分については課税が発生するなど、市場取引での売却に比して株主の課税が不利になる可能性があり、これを避けるために設けられました。

しかし、平成21年より上場株式等の譲渡損失と配当による所得とを損益通算できる仕組みが導入されたことから、上記問題点は解決されているものと考え、平成22年12月31日をもって廃止されることとなりました。

### 3. みなし取得費の特例の廃止決定

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等を平成22年12月31日までに譲渡した場合には、譲渡所得を計算する際のその上場株式等の取得費は平成13年10月1日におけるその上場株式等の価格の80%に相当する金額とすることができます。

これは取得価額が不明となっている保有上場株式等について、一定の譲渡価額を前提として譲渡できる制度を創設することで、株式を保有している個人投資家が安心して市場に参加できる環境を整備することを目的として設けられていました。

金融庁は、今もなお、取得費が不明な株式数はおよそ5.2億株あり、取得費が不明な株式を保有する投資家数は、88,500人程度存在する可能性があると推計されることから、本特例の恒久化ないし延長を求めていましたが、平成22年12月31日の適用期限をもって廃止されることとなりました。

そのため、取得費が80%みなし取得費よりも低い上場株式等をお持ちの方は、一度売却を検討することをお勧めいたします。

なお、平成16年12月末までに80%みなし取得費を選択して特定口座に受け入れた株式については、みなし取得費で取得費が確定しているため、特例廃止の影響はありません。

（担当：小松 満義）